

## 第2回中泊町議会臨時会

令和 3年 5月14日（金曜日）

### ○ 議事日程 第1号

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長提案理由の説明
- 4 報告第 6号 専決処分した事項の報告  
(損害賠償の額の決定について)
- 5 報告第 7号 専決処分した事項の報告  
(損害賠償の額の決定について)
- 6 報告第 8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
(令和2年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号について)
- 7 報告第 9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
(令和2年度中泊町一般会計補正予算第21号について)
- 8 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
(令和3年度中泊町一般会計補正予算第1号について)
- 9 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
(中泊町税条例等の一部改正について)
- 10 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
(中泊町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について)
- 11 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件  
(中泊町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について)
- 12 報告第14号 専決処分した事項の報告

(青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について)

1 3 報告第15号 専決処分した事項の報告

(青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について)

1 4 議案第36号 中泊町監査委員の選任について

1 5 中泊町選挙管理委員会委員の選挙について

1 6 中泊町選挙管理委員会委員補充員の選挙について

○ 追加議事日程 第1号

1 議長の辞職の件について

2 議長の選挙

3 議会運営委員会委員の辞任の件について

4 議会運営委員会委員の選任の件について

5 西北五環境整備事務組合同議会議員の辞任の件について

6 西北五環境整備事務組合同議会議員の選任の件について

○出席議員 (13名)

1 番	田 中	洋 君	2 番	今	博 子 君
3 番	成 田	直 人 君	4 番	秋 元	隆 君
5 番	塚 本	悦 子 君	6 番	荒 関	富 雄 君
7 番	秋 田	博 君	8 番	川 山	光 則 君
9 番	青 山	雅 晴 君	10 番	沖 崎	勲 君
11 番	野 上	憲 幸 君	12 番	野 上	祐 一 君
13 番	長 利	司 君			

○欠席議員 (0名)

○出席説明員

町	長	濱 舘 豊 光 君
副	町 長	横 野 彰 吾 君

教	育	長	米	塚	鈴	子	君					
総	務	課	長	毛	内	康	裕	君				
財	政	課	長	山	中	哲	哉	君				
総	合	戦	略	課	長	三	上	晃	瑠	君		
税	務	課	長	太	田	光	平	君				
町	民	課	長	三	上	康	栄	君				
福	祉	課	長	下	山	貴	子	君				
環	境	整	備	課	長	藤	本	雅	久	君		
農	政	課	長	古	川	幹	人	君				
水	産	商	工	観	光	課	長	越	野	進	一	君
小	泊	支	所	長	藤	田	康	久	君			
教	育	次	長	葛	西	成	芳	君				
教	育	課	長	長	利	香	代	子	君			
会	計	課	長	藤	田	順	悦	君				
上	下	水	道	課	長	鈴	木	輝	文	君		

○職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	宮	越	裕	子	君		
総	務	課	行	政	係	木	村	将	師	君

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（長利 司君） ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、ただいまから、令和3年第2回中泊町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（長利 司君） これから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長利 司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、秋元隆議員、5番、塚本悦子議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（長利 司君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いません。  
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 異議なしと認めます。  
したがって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

- 議長（長利 司君） 私は、4月30日に、議長の辞職願を副議長に提出しました。これは私の一身上の件に関することであります。

地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、退場することとし、副議長と議長職を交替いたします。

（議長、副議長交代）

（議長 長利司君退席、退場）

- 副議長（荒関富雄君） 地方自治法第106条の規定により議長の職務を行います。

◎日程の追加

○副議長（荒関富雄君） 長利司議員から議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。議会の組織、運営に関わる件でありますので、議長の辞職の件についてを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の辞職の件についてを日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議長の辞職の件について

○副議長（荒関富雄君） 職員に辞職願を朗読させます。

事務局長。

○事務局長（宮越裕子君） 令和3年4月30日、中泊町議会副議長、荒関富雄殿、中泊町議会議長、長利司。辞職願、このたび私事都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副議長（荒関富雄君） お諮りします。長利司議員の議長の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 異議なしと認めます。

したがって、長利司議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

長利司議員の入場を許可します。

○副議長（荒関富雄君） 長利司議員の議長の辞職については許可されましたので、告知します。

◎日程の追加

○副議長（荒関富雄君） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎追加日程第2 議長の選挙

○副議長（荒関富雄君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規程に基づき、指名推選にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙は指名推選の方法により行うことに決定しました。

○副議長（荒関富雄君） お諮りします。指名の方法については、野上祐一議員に指名していただきたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 異議なしと認めます。

したがって、野上祐一議員に指名していただくことに決定しました。

野上祐一議員から指名をお願いします。

○12番（野上祐一君） 私から議長を推選させていただきます。川山光則議員は、連続6期、約二十年の豊富な議員経験があり、この間、総務文教常任委員会委員長、そして民生文教常任委員会委員長など要職を歴任されており、その経歴、手腕からも議長に適任と思えますので、推選させていただきます。よろしくをお願いします。

○副議長（荒関富雄君） お諮りします。ただいま、野上祐一議員が指名しました川山光則議員を議長の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（荒関富雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名されました、川山光則議員が議長に当選されました。

○副議長（荒関富雄君） ただいま、議長に当選されました川山光則議員

が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき、当選の告知をします。

川山光則議員に議長就任のあいさつをお願いします。

○8番（川山光則君） ただいま、皆様方の御推挙により、中泊町議会の議長にご選任を賜り、御礼を申し上げますとともに、改めて責任の重さを痛感しておるところでございます。

これからの中泊町のますますの発展と住民生活の向上に向け、常に公正・公平を心がけながら円滑な議会運営に努めるとともに、議会のさらなる活性化や向上のため、全力を傾注して参る所存でございます。

結びに、前任者同様、私に対しましても一層のお力添えを重ねて申し上げごあいさつにかえさせていただきます。よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

（拍手）

○副議長（荒関富雄君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時15分

○議長（川山光則君） 休憩中の会議を再開します。

報告いたします。総務文教常任委員会委員長が欠けたことによりまして、中泊町議会委員会条例第9条第2項の規定により、総務文教常任委員会委員長の互選結果が届いておりますので、ご報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に長利司議員が互選されました。以上です。

◎日程の追加

○議長（川山光則君） 当職は、議会運営委員会委員を辞任したいと思います。

お諮りします。議会運営委員会委員の辞任の件についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員の辞任の件についてを、日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定しました。

○議長(川山光則君) 地方自治法第117条の規定により、当職は除斥となりますので退場することとし、議長職を交替いたします。

(議長、副議長交代)

(議長 川山光則君退席、退場)

◎追加日程第3 議会運営委員会委員の辞任の件について

○副議長(荒関富雄君) 地方自治法第106条の規定により議長の職務を行います。

追加日程第3、議会運営委員会委員の辞任の件についてを議題にします。

川山光則議長から議会運営委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(荒関富雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議長の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

議長の入場を許可します。

(議長 川山光則君入場、着席)

○副議長(荒関富雄君) 議長にご報告いたします。

議長の議会運営委員会委員の辞任は許可されましたのでご報告します。

議長職を交代します。

(議長、副議長交代)

◎日程の追加

○議長(川山光則君) お諮りします。議会運営委員会委員の選任につい



てを日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題としたいと思いを。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第4 議会運営委員会委員の選任の件について

○議長(川山光則君) 追加日程第4、議会運営委員会委員の選任についてを議題にします。

お諮りします。委員会条例第8条第4項の規定により、長利司議員を議会運営委員会委員に選任したいと思いを。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、長利司議員を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

◎日程の追加

○議長(川山光則君) 当職は、西北五環境整備事務組合議会議員を辞任したいと思いを。

お諮りします。西北五環境整備事務組合議会議員の辞任の件についてを日程に追加し、追加日程第5として議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、西北五環境整備事務組合議会議員の辞任の件についてを日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議題とすることに決定しました。

地方自治法第117条の規定により、当職は除斥となりますので退場することとし、議長職を交代いたします。

(議長、副議長交代)

(議長 川山光則君退席、退場)

◎追加日程第5 西北五環境整備事務組合議会議員の  
辞任の件について

○副議長(荒関富雄君) 地方自治法第106条の規定により議長の職務を行います。

追加日程第5、西北五環境整備事務組合議会議員の辞任の件についてを議題にします。

川山光則議長から西北五環境整備事務組合議会議員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。本件は申し出のとおり辞任を許可することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(荒関富雄君) 異議なしと認めます。

したがって、西北五環境整備事務組合議会議員の辞任を許可することに決定しました。

議長の入場を許可します。

(議長 川山光則君入場、着席)

○副議長(荒関富雄君) 議長にご報告いたします。

議長の西北五環境整備事務組合議会議員の辞任は許可されたので、ご報告します。

議長職を交代します。

(議長、副議長交代)

◎日程の追加

○議長(川山光則君) お諮りします。西北五環境整備事務組合議会議員の選任の件についてを日程に追加し、追加日程第6として、直ちに議題としたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、西北五環境整備事務組合議会議員の選任の件についてを日程に追加し、追加日程第6として、直ちに議題とすることに決定しました。

◎追加日程第6 西北五環境整備事務組合議会議員の  
選任の件について

○議長（川山光則君） 追加日程第6、西北五環境整備事務組合議会議員の選任の件についてを議題にします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選の方法により行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、私が指名することとしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、私が指名することに決定しました。

西北五環境整備事務組合議会議員に長利司議員を指名します。

お諮りします。ただいま、私が指名しました長利司議員を西北五環境整備事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま私が指名しました長利司議員が西北五環境整備事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、西北五環境整備事務組合議会議員に当選されました長利司議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定に基づき、当選の告知をします。

◎日程第4 報告第6号から日程第14 議案第36  
号まで

○議長（川山光則君） 日程第4、報告第6号 専決処分した事項の報告

から日程第14議案第36号 中泊町監査委員の選任についてまでを一括して上程します。

町長に提案理由の説明を求めます。

濱館町長。

(町長 濱館豊光君登壇)

○町長(濱館豊光君) 本日、令和3年第2回中泊町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご多用中の折にもかかわらず、ご出席を賜り、ここに開会できましたことを厚くお礼申し上げます。

また、先ほど議長に就任されました川山議長におかれましては、当選のお祝いを申し上げます。また、今後ともよろしく願い申し上げます。

提出議案のご説明を申し上げる前に、議長のお許しを得て、現在世界中に蔓延しております、新型コロナウイルス感染症により、不幸にして亡くなられた全ての方に哀悼の意を表します。

また、現在もまだ感染症治療のため療養中の方々に対しましても、心よりお見舞いを申し上げますと同時に、感染症対策のため日夜奮闘されておられます医療関係者を始め、関係のすべての方々に対しまして感謝と敬意を表しますとともに、1日も早い収束を願うものであります。

それでは、臨時会の開会にあたり、町政運営に関する所信の一端と上程されました議案の概要をご説明申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

私は、去る4月6日に告示されました中泊町長選挙において、町民の皆様の温かいご支援を賜り、再び町長の重責を担うこととなりました。昨今の、人口減少、少子高齢化という極めて困難な状況の中で、私に課せられた使命と責任の重さに身の引き締まる思いがいたしております。

私は、4年前「復活ふるさとの元気」をスローガンに、初めての町長選挙に挑戦をさせていただきました。平成17年の合併以来のスローガンである「大地の恵と海の幸 心ひとつに希望のまち」へ向けて漕ぎ出す「中泊丸」の船長として働かせてほしいと、町民の皆様と約束をさせていただきました。

あれから、4年間、人口減少、少子高齢化の波は容赦なく地域を襲い、日本中の地方を打ちのめし、疲弊させています。昨年からは、追い討ちをかけるように新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっております。

そうした中においても、地域から元気を失わせてはいけないと、感染拡大防止に最大限の注意を払いながら、夏のビーチサッカーフェスタ、秋のウォーキング、町民文化祭、宮越邸の一般公開、ウインターイルミネーション、成人式などを開催させていただき、頻繁に明るい話題で新聞やテレビに報道されたことで、町民の皆様には少しは元気を出していただけたのではないのでしょうか。

これらの話題になった事柄の一つ一つは、紛れもなく我が町の実力・強みであり、宝物なのです。

また、今流行りの人工知能AIや最新のセンサー機能を活用したスマート農業によるコメ作りや、養殖技術にLEDなどの知見を取り入れた作り育てる漁業などによる地域おこし等も進めてまいりました。

これこそが、わが中泊町の誇るべき強みである一次産業、農業と漁業なのだと考えております。

今求められているのは、この強みである農業と漁業でしっかりと良い産物を作り、きちんと買っていただくという販売戦略なのだと思います。

この1年間は、新型コロナウイルス感染症により活動できなかったわけではありますが、県庁時代から三村知事と行っていたトップセールスでは、岡山県倉敷市や香川県高松市にある大手スーパーでしっかりと販路開拓をさせていただいてきました。東京荻窪にある水産会社では、町単独でのフェアを開催できるようになりました。

また、メバル膳やメバルちゃんこ鍋、そして最近販売を開始させていただきましたトマト海鮮ラーメンなどのほか、みそ味、しょうゆ味、煮干し味を用意した中里高校生徒さんが考案した激辛マーボーラーメンなど、町外からたくさんのお客様にお出でいただけるようなメニュー開発も進めて参りました。

尾別にあります宮越家では、100年も前からあったステンド

グラスや庭園に着目をし、宮越家の皆様のご理解を得ながら一般公開をさせていただいたことで、わずか1か月の間に3,100名を超える方々にご来場をいただいております。

町にある、一次産品や文化財の魅力である光を、一つひとつ丁寧に磨き上げ、育ててゆけば、その光を見るために人々が訪れる流れを生み出せる、これが観光なのではないかというふうに考えております。

一次産業でしっかりと生業を維持しながら、観光で地域外からの経済を呼び込むことで、町の経済を回すことがなによりも大事なのだと気づかされました。

もう一つは、地域の暮らしであります。安心して、安全に健康で暮らすこと。

今地域は、少子化、高齢化による一人暮らし、孤独化など多くの課題を抱えており、解決が容易ではないものもなかにはありますが、地域で助け合い、見守りあいながら生きて行ける形さえしっかり整えられれば、一人暮らしによる孤独化は防ぐことができるものと信じております。

いま、中里地区中心部に温浴施設を備えた「総合健康福祉センター」建設に向けて、議員各位の絶大なるご理解をいただきながら準備を進めてございます。

温泉場があり、そこに子供さんからお年寄りまでが集まり、子育てや日々の暮らしについて語り合えるコミュニティを作りたいと考えております。こうして作られた地域コミュニティは、子供たちをみんなで守り育て、お年寄りたちの居場所を作り、世代間の交流を図ることで、知恵や経験を引き継いでゆく場所となるのです。私は、このような地域コミュニティである町内会を再生することで、地域共生社会を実現したいと考えてございます。

経済と暮らし、この二つを同時に実現する道は見えています。その道を進む地域が、持続可能な社会を実現できるものと考えており、そのために必要なのは、こうした考え方を理解し、引き継いでゆく人財なのだと思います。

私は、中泊町の皆様を「希望のまち」へご案内するための船の乗組員となる多くの人財を育てるため、中泊町の未来を拓く人づ

くりに取り組んでまいる所存であります。

以上、再び町政運営を担うにあたっての私の基本的な考え方について申し上げさせていただきました。中泊町の未来を切り拓くため、不撓不屈の精神を持って取り組んでまいりたいという覚悟でございます。議員各位並びに町民皆様のご理解とご協力を心からお願いを申し上げます。

次に、提出議案の主なるものについて、その概要を申し上げ、ご審議の参考に供したいと思っております。

報告第6号及び報告第7号は、損害賠償の額の決定についてであります。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第8号は、令和2年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号についてであります。

後期高齢者医療保険料等負担金の不足により、所要の予算補正を要するため専決処分をいたしましたので、これを報告し承認を求めるとのことであります。

報告第9号は、令和2年度中泊町一般会計補正予算第21号についてであります。

地方譲与税等の確定及び繰越明許費の追加並びに地方債の変更、その他事業費の確定により、所要の予算補正を要するため専決処分をさせていただきましたので、これを報告し承認を求めるとのことであります。

報告第10号は、令和3年度中泊町一般会計補正予算第1号についてであります。

新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルスワクチン接種事業の体制を拡充する経費として所要の予算補正を専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めるとのことであります。

報告第11号は、中泊町税条例等の一部改正についてであります。

地方税法等の一部改正に伴い、条文の整備を要するため専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるとのことであります。

す。

報告第12号は、中泊町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてであります。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体を定める省令の一部改正に伴い、条文の整備を要するため専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第13号は、中泊町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてであります。

半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、条文の整備を要するため専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

報告第14号は、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について、報告第15号は、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。

組合を組織する団体の減少に伴い、規約の改正について、地方自治法180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

議案第36号は、中泊町監査委員の選任についてであります。

現監査委員、葛西昭文氏の任期が令和3年5月16日をもって満了となるため、後任の監査委員を選任するにあたり、議会の同意を求めるものであります。

以上で、本議会臨時会に提案をさせていただきました議案の説明といたしますが、議事の進行に従い、ご質問に応じ詳細にご説明申し上げたいと存じます。

何卒、慎重ご審議のうえ、原案どおり御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。



○議長（川山光則君） 日程第6、報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

三上町民課長。

○町民課長（三上康栄君） 報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について、ご説明申し上げます。

令和3年3月18日付けで専決処分をいたしました専決第8号は、令和2年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号であります。

後期高齢者医療保険料等負担金の確定により、所要の予算補正を要することから、専決処分をしたものであります。

2ページをご覧ください。今回の補正額は、歳入歳出総額はそのまま変わらず、2億8,400万3,000円で、内部補正するものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。

それでは歳出についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。3、歳出。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、12節委託料に、後期保健事業の確定に伴い15万8,000円を減額いたしております。

第2款後期高齢者医療連合納付金、第1項後期高齢者医療連合納付金、第1目後期高齢者医療連合納付金、18節負担金、補助及び交付金に後期高齢者医療保険料等負担金の確定により、15万8,000円を追加計上いたしております。

以上、令和2年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号についてご説明を申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第 8 号を採決します。

お諮りします。本件は報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第 8 号は、承認することに決定しました。

◎日程第 7 報告第 9 号

○議長(川山光則君) 日程第 7、報告第 9 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

山中財政課長。

○財政課長(山中哲哉君) 報告第 9 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について、ご説明申し上げます。

令和 3 年 3 月 31 日付けで専決処分をいたしました専決第 9 号は、令和 2 年度中泊町一般会計補正予算第 21 号であります。

地方譲与税等の確定及び繰越明許費の追加並びに地方債の変更、事業費等の確定により、所要の予算補正を要することから、専決処分をしたものであります。

2 ページをご覧ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 8, 492 万 2, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、104 億 4, 386 万円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。最初に歳出についてご説明いたします。

12 ページをご覧ください。3、歳出。第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 14 目財政調整基金費、24 節積立金に、財政調整基金積立金 1 億 9, 666 万 9, 000 円を計上いたしております。

第 6 款農林水産業費、第 5 項林業費、第 3 目林道整備費、12 節林道橋定期点検長寿命化計画策定委託料を事業費の確定により、37 万 6, 000 円減額しております。

第6項水産業費、第2目水産業振興費、18節負担金、補助及び交付金でマツカワガレイ養殖事業の内容の変更により、養殖推進プロジェクト事業265万6,000円を減額しております。

13ページをご覧ください。第7款商工費、第1項商工費、第4目緊急経営支援対策費で、事業費の確定により10節需用費から18節負担金、補助及び交付金で合計610万3,000円を減額しております。

第9款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費、18節負担金、補助及び交付金で消防署建設に伴う事業費の確定により、五所川原地区消防事務組合負担金を261万2,000円減額しております。

なお、その他の歳出科目においては事業費の確定に伴い、それぞれ地方債等と一般財源の財源調整をしております。

次に歳入についてご説明いたします。

9ページをご覧ください。2、歳入。第2款地方譲与税から、10ページをご覧ください。

第11款法人事業税交付金までは、交付額の確定に伴いそれぞれ所要の補正をしております。

なお、第9款地方交付税については、特別交付税の3月交付額が決定し、8,950万2,000円を追加計上しております。

令和2年度の特別交付税の総額は、4億3,950万2,000円で、前年度と比較しますと5,601万5,000円の増となっております。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第4目土木費補助金で、除排雪経費に係る特例措置として臨時市町村道除雪事業費補助金、2,900万円を計上しております。

第15款県支出金、第2項県補助金、第2目民生費補助金で重度心身障害者医療費補助金過年度分として、605万1,000円を計上しております。

11ページをご覧ください。第16款財産収入、第2項財産売払収入、第2目不動産売払収入で、旧宝の森広場の売払収入として2,881万円を計上しております。

第17款寄附金、第1項寄附金、第1目一般寄付金で、企業版

ふるさと納税が当初見込んだ額を下回ることから1,526万2,000円を減額しております。

第20款諸収入、第5項雑入、第1目雑入でつがる西北五広域ふるさと市町村圏基金返還金として、3,294万8,000円を計上しております。

第21款町債については、事業費の確定に伴いそれぞれ減額補正しております。

第22款自動車取得税交付金、第1項自動車取得税交付金、第1目自動車取得税交付金で、1,000円を計上しております。

次に、繰越明許費補正、地方債補正についてご説明申し上げます。

6ページにお戻り願います。第2表繰越明許費補正で、第4款衛生費、第1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業について、年度内にその支出が終わらないことから、翌年度に繰り越して使用するため設定するものであります。

第3表地方債補正については、減収補填債から五所川原地区消防事務組合施設整備事業までの4事業において、事業費の確定に伴い限度額をそれぞれ変更しております。

以上、令和2年度中泊町一般会計補正予算第21号についてご説明を申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（川山光則君） 4番、秋元議員。

○4番（秋元 隆君） 商工費の予算の中で、交付金、ハートチケット交付金、ウインター応援チケット交付金、減額してありますがこの内訳を教えてくださいなんですけども。

○議長（川山光則君） 水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（越野進一君） 商工費ウインターチケットでございますけども、ウインターチケットにつきましては1件世帯主8,000円ということで実績といたしましては、当初5,070件の予定が4,918件ほど、トータルでいきますと3,934万8,000円これが支出されております。実績といたしましては97%程という事になってございます。

続きまして、思いやりハートチケット。こちらも5,100件当初見込んでおりました。これは5,000円の配付になってございます。この実績が4,949件、小数点ちょっと割り切れないものもですけれども、これも同じく97%実績となっております。合計額が2,474万6,000円という実績となりますのでよろしく願いいたします。

○議長（川山光則君） ほかに質疑はありませんか。

10番、沖崎議員。

○10番（沖崎 勲君） 消防費に関連して質問します。消防団、我が町は、1,700円、1,200円くらいですが、国の方でも8,000円とか1万円にしないとだめだ、とうことになっておりますので、新聞などで見ておりました、我が町はどの方向で行きますかと思ひまして。担当課長、町長でも。

○議長（川山光則君） 総務課長。

○総務課長（毛内康裕君） 沖崎議員の国から示された消防団の手当等と思ひますけど、国、県からただいま資料とかが当町にも届いているわけですが、それをふまえてこれから町として検討して、決めていきたいと思ひしております。以上です。

○議長（川山光則君） 10番、沖崎議員。

○10番（沖崎 勲君） そのようになるものと確信して、その方がいいと思ひますので、そういう方向でよろしく願いいたします。

○議長（川山光則君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第9号を採決します。

お諮りします。本件は報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第9号は、承認することに決定しました。

◎日程第8 報告第10号

○議長（川山光則君） 日程第8、報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

山中財政課長。

○財政課長（山中哲哉君） 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について、ご説明申し上げます。

令和3年4月1日付けで専決処分をいたしました専決第10号は、令和3年度中泊町一般会計補正予算第1号であります。

新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルスワクチン接種事業の体制を拡充するため、所要の予算補正を要することから、専決処分したものであります。

2ページをご覧ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,221万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、92億9,521万5,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

それでは最初に歳出についてご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。3、歳出。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第8目緊急対策費、3節職員手当等から17節備品購入費まで、新型コロナウイルスワクチン接種事業の体制を拡充する経費として、合計で1,221万5,000円を計上しております。

次に歳入についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、5ページにお戻り願います。

2、歳入では、歳出の関連において、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第2目衛生費負担金で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を258万9,000円減額し、第2項国庫補助金、第3目衛生費補助金で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費臨時補助金に、1,478万7,000円を計上しております。

第18款繰入金、第1項基金繰入金に、今回の補正財源として1万7,000円を計上しております。

以上、令和3年度中泊町一般会計補正予算第1号についてご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第10号を採決します。

お諮りします。本件は報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第10号は、承認することに決定しました。

#### ◎日程第9 報告第11号

○議長（川山光則君） 日程第9、報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

太田税務課長。

○税務課長（太田光平君） 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について、ご説明申し上げます。

令和3年4月12日付で専決処分いたしました専決第11号は、中泊町税条例等の一部改正についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、条文の整備を要することから専決処分したものであります。

改正内容について、条例新旧対照表でご説明いたしますので、条例新旧対照表の1ページをご覧願います。

上から6行目の第36条の3の2第4項につきましては、給与

所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止等の所要の措置の改正に伴い、条文の整備をしたものであります。

この規定の改正は公布の日から施行し、令和3年4月1日適用でございます。

中段の第36条の3の3第4項につきましては、公的年金受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止等の所要の措置の改正に伴い、条文の整備をしたものであります。

この規定の改正は公布の日から施行し、令和3年4月1日適用でございます。

同ページの下から3行目の第53条の8第1項では、退職所得申告書の定義に係る規定の整備に伴い、条文の整備をしたものであります。

この規定は公布の日から施行し、令和3年4月1日適用でございます。

2ページ目をご覧ください。上から12行目の第53条の9第3項及び第4項では、退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止等の所要の措置の改正に伴い、条文の整備をしたものであります。

この規定は公布の日から施行し、令和3年4月1日適用でございます。

次の第10条の5からは附則の改正でございます。

4ページ目をご覧ください。上から1行目の附則第10条の5では、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について新設されたことに伴い、条文の整備を要したものであります。

この規定等は公布の日から施行し、令和3年4月1日適用でございます。

5ページ目をご覧ください。下から9行目の附則第11条及び第11条の2では、固定資産税の土地の据置年度における価格に関する下落修正措置を令和4年度及び令和5年度も継続するものであります。

この規定等は公布の日から施行し、令和3年4月1日適用でございます。



6 ページ目をご覧ください。上から 17 行目の附則第 12 条及び第 13 条では固定資産税の土地の税負担において、令和 3 年度に限り、負担調整措置により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置くものであります。

この規定等は公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日適用でございます。

9 ページ目をご覧ください。上から 14 行目の附則第 15 条の 2 では、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期間を 9 ヶ月延長するものであります。

この規定は公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日適用でございます。

同ページの下から 3 行目の附則第 16 条では、軽自動車税の種別割のグリーン化特例のうち、50%軽減及び 25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を 2 年間延長するものであります。

この規定は公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日適用でございます。

12 ページをご覧ください。下から 6 行目の附則第 26 条第 2 項では、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の拡充及び控除期間を延長するものであります。

この規定等は公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日適用でございます。

以上、報告第 11 号、中泊町税条例等の一部改正についてご説明を申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第 11 号を採決します。

お諮りします。本件は報告のとおり承認することにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第11号は、承認することに決定しました。

◎日程第10 報告第12号

○議長(川山光則君) 日程第10、報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

太田税務課長。

○税務課長(太田光平君) 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について、ご説明申し上げます。

令和3年4月12日付けで専決処分した専決第12号は、中泊町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてであります。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部改正されたことに伴い、条文の整備を要したため、専決処分したものであります。

改正の内容につきましては、条例新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の18ページをご覧ください。

第2条の上から4行目になりますが適用期限を「令和3年3月31日」を「令和5年3月31日」に2年間延長し、対象施設の設置期限の設定を「起算して5年を経過する日」から「同月31日」に改めました。

附則において、公布の日から施行するとしております。

以上で報告第12号、中泊町承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

○議長(川山光則君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第12号を採決します。

お諮りします。本件は報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第12号は、承認することに決定しました。

◎日程第11 報告第13号

○議長(川山光則君) 日程第11、報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

太田税務課長。

○税務課長(太田光平君) 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について、ご説明申し上げます。

令和3年4月12日付で専決処分いたしました専決第13号は中泊町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部の改正についてであります。

半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が一部改正されたことに伴い、条文の整備を要したため、専決処分したものであります。

改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、19ページをご覧ください。

中段の第2条中の上から3行目になりますが、「平成33年3月31日」を「令和5年3月31日」に改めました。適用期限を2年間延長するものであります。

附則において、公布の日から施行するとしております。

以上、報告第13号、中泊町半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部の改正について、ご説明を申し上げます。

○議長(川山光則君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

す。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第13号を採決します。

お諮りします。本件は報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、報告第13号は、承認することに決定しました。

#### ◎日程第14 議案第36号

○議長(川山光則君) 日程第14、議案第36号 中泊町監査委員の選任についてを議題にします。

本案について町長に説明を求めます。

濱館町長。

○町長(濱館豊光君) 議案第36号 中泊町監査委員の選任についてご説明申し上げます。

現委員の任期が令和3年5月16日をもって満了することに伴い、後任の委員として、外崎良造氏を選任するにあたり、議会の同意を求めるものであります。

外崎氏は、昭和55年4月に中里町職員に採用され、町村合併後の平成27年4月には、教育委員会総務学務課長を、平成29年4月には小泊支所長を歴任され、平成30年3月末に退職をしております。

退職後も当町へ在住し、自営業を営まれております。

当町における行政経験も豊富であり、地方自治に精通されておりますことから、監査委員に適任であると存じますので、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(川山光則君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(川山光則君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。  
議案第36号を採決します。  
お諮りします。本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(川山光則君) 異議なしと認めます。  
したがって、議案第36号は、同意することに決定しました。

◎日程第15及び日程第16

- 議長(川山光則君) 日程第15 中泊町選挙管理委員会委員の選挙について及び日程第16 中泊町選挙管理委員会委員補充員の選挙についてを一括議題にしたいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(川山光則君) 異議なしと認めます。選挙管理委員会委員及び補充員は、地方自治法第184条第1項及び第2項の規定により、議会において選挙することになっています。  
お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(川山光則君) 異議なしと認めます。  
したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。  
○議長(川山光則君) お諮りします。被選挙人は私が指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(川山光則君) 異議なしと認めます。  
○議長(川山光則君) 名簿をタブレットに配付します。  
ただいま配付しました名簿のとおり、選挙管理委員会委員には、

山本孝男君、古川秀志君、鈴木恭一君、工藤博暎君を指名します。  
お諮りします。

ただいま指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、山本孝男君、古川秀志君、鈴木恭一君、工藤博暎君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

○議長(川山光則君) 続いて、配付しました名簿のとおり、選挙管理委員会委員補充員には、第1順位、龍野秋江君、第2順位、野上茂樹君、第3順位、松谷直毅君、第4順位、長利謙二君を指名します。

○議長(川山光則君) お諮りします。ただいま指名した方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、第1順位、龍野秋江君、第2順位、野上茂樹君、第3順位、松谷直毅君、第4順位、長利謙二君、以上の方が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

#### ◎議席の一部変更について

○議長(川山光則君) 慣例により、議席の一部を変更いたします。

長利司議員を8番に、当職が13番に変更したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。したがって長利司議員を8番に、当職が13番に議席を変更することに決定しました。

○議長(川山光則君) 今臨時会に上程されました全議案について、慎重にご審議いただきまして、誠にありがとうございました。以上で、本日の日程は、全部終了しました。

○議長(川山光則君) 本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和3年第2回中泊町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前 11 時 14 分

上記会議のてん末を記載しその相違ないことを証するため  
ここに署名する。

議長 川山光則

副議長 荒関富雄

署名議員 秋元隆

署名議員 塚本悦子